

美唄スキー連盟新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

2020年12月

【講習会・検定会・教師派遣関係】

公益財団法人北海道スキー連盟の「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき新型コロナウイルス感染拡大防止策を定めます。

1. 受講生募集時の対応

美唄スキー連盟（以下「連盟」）は、受講生募集に際し、感染拡大の防止のために受講生が遵守すべき事項を明確にして、協力を求める。

また、これを遵守できない受講生には、他の受講生の安全を確保する等の観点から、受講の取消を求めることができる。

なお、連盟が受講生に求める感染拡大防止のための措置としては次のとおりです。

(1) 次の事項に該当する場合は、自主的に受講を見合わせる（受講日当日に確認を行う。）。

- ①体調がよくない場合（37.5度以上の発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) マスクを持参すること。

（受付時や着替え時等の際や会話をする際にはマスクを着用すること。）

(3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

(4) 他の受講者、スタッフ等との距離（2m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）

(5) 受講中に大きな声で会話等をしないこと。

(6) 感染防止のために管理者が決めたその他の措置の遵守、指示に従うこと。

(7) レッスン終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、連盟に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

2. 受付時の留意事項

連盟は、当日の受付時に受講者同士が密になることへの防止や、安全にスキースクールを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行う。

(1) 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。

(2) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は受講しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し受講者を制限することも考えられる。）

(3) 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する

こと。

(4) 受講者が距離を置いて（2m以上）並べるように目印の設置等を行うこと。

(5) 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。

3. 受講者への対応

(1) 体調の確認

連盟は、当日に受講者から以下の情報を管理者が保存できる形で提出を求める。

①氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。

②受講当日の体温

③受講前2週間における以下の事項の有無

ア 平熱を超える発熱（37.5度以上）

イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) マスク等の準備

連盟は、受講者がマスクを準備しているか確認する。

なお、スキーの受講中のネックチューブ、フェースマスクの着用は推奨するが、マスクの着用は受講者の判断によるものとする。ただし、受講者の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求める。

ただし、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をさせないよう配慮すること。

4. 講習会等における留意事項

講習会等に参加する個人や団体に対しては、三つの密を避け、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することを求めることができる。

リフトの乗車については、当該索道管理者の定めるガイドラインに準ずる。

5. 連盟の留意事項

スタッフは、毎回、体温の測定と健康管理のチェックを行う。

講習会等において、栄養補給等としてアメ等の飲食物を受講者に提供することはしないよう、スタッフに周知する。

受講者に見学者、応援者がいる場合には、当事者同士が密な状態とならないよう、距離を置いて（2m以上）並べるように目印の設置等を行う。

また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマス

クを着用すること等の留意事項を周知する。

密をさけるため、検定結果の発表や表彰等は時間短縮または屋外で行う。

6. 講習会等における留意点

連盟は、受講者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することを求めることができる。

- (1) 講習前に体調確認（体温チェック等）を行う。
- (2) 講習中及び休憩中も含めて周囲の人となるべく距離を空け、大声での会話をしないこと。
- (3) 整列する場合は左右前後、呼気の影響を避けるため十分な距離を保つこと。（2 m以上）
- (4) 講習会に参加する場合マスクを持参すること。（屋内施設利用の場合は必ず着用）
- (5) こまめな手洗い、アルコール等による消毒すること。
- (6) 唾や痰を吐くことは行わないこと。
- (7) 次の事項に該当する場合は自主的に講習会への参加を控えること。
 - ①発熱、咳、咽頭痛、嗅覚・味覚異常など、体調が良くない場合
 - ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる場合
 - ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- (8) 講習会終了後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、美唄スキー連盟に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染拡大予防のために、連盟が定めた予防対策事項を遵守できない場合は、講習会への参加認めないこと。

7. 指導者の派遣について

教育旅行や学校授業等への指導者の派遣については、主催団体（派遣先）の意向に留意しつつ、指導者の安全確保ができない場合は派遣を行わない。

8. その他の留意事項

連盟は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、受講当日に受講者より提出を求めた情報を1年間保存する。

また、講習会等終了後に、受講者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、美唄市と連携し対処する。

以上

【競技大会用・各種大会共通】

公益財団法人北海道スキー連盟の「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき新型コロナウイルス感染拡大防止策を定める。

1. 美唄スキー連盟主管大会の対応

美唄スキー連盟（以下「連盟」）は、参加選手募集に際し、感染拡大の防止のために参加選手が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めます。

また、これを遵守できない参加選手には、他の参加選手の安全を確保する等の観点から、競技参加の取消を求めたりすることがあります。

なお、連盟が参加選手に求める感染拡大防止のための措置としては次のとおりです。

(1) 次の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（大会当日に確認を行う。）

- ①体調がよくない場合（37.5度以上の発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) マスクを持参すること。

（受付時や着替え時等の際や会話をする際にはマスクを着用すること。）

(3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

(4) 他の参加選手、スタッフ等との距離（2m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）

(5) 大会参加中に大きな声で会話等をしないこと。

(6) 感染防止のために管理者が決めたその他の措置の遵守、指示に従うこと。

(7) 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、連盟に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

2. 受付時の留意事項

連盟は、当日の受付時に参加選手同士が密になることへの防止や、安全に大会運営を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行う。

(1) 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。

(2) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は大会に参加しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し参加選手に辞退してもらう。）

(3) 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。

(4) 参加選手が距離をおいて（2m以上）並べるように目印の設置等を行うこと。

(5) 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。

3. 参加選手への対応

(1) 体調の確認

連盟は、当日、参加選手及び引率者から以下の情報を管理者が保存できる形で提出を求める。

- ①氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ②大会当日の体温
- ③受講前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱（37.5度以上）
 - イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) マスク等の準備

連盟は、参加選手がマスクを準備しているか確認する。

なお、競技中以外はネックチューブ、フェースマスクの着用は推奨するが、マスクの着用は参加選手の判断によるものとする。ただし、参加選手の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求める。

ただし、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をさせないように配慮すること。

4. 大会競技等における留意事項

競技に参加する個人や団体に対して、三つの密を避け、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することを求めることができる。

リフトの乗車については、当該索道管理者の定めるガイドラインに準ずる。

5. 連盟の留意事項

スタッフは、毎回、体温の測定と健康管理のチェックを行う。

スキースポーツの際の栄養補給等として飴等の食物を参加選手に提供することはしないよう、スタッフに周知する。

参加選手に引率者、応援者がいる場合には、当事者同士が密な状態とならないよう、距離をおいて（2m以上）並べるように目印の設置等を行う。

また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知する。

密をさけるため、大会結果の発表や表彰等は時間短縮として屋外で行うことも検討する。

6. 大会運営時における留意点

連盟は、参加選手等に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することを求めることができる。

- (1) 競技前に体調確認（体温チェック等）を行う。
- (2) 競技中及び休憩中も含めて周囲の人となるべく距離を空け、大声での会話をしないこと。
- (3) 整列する場合は左右前後、呼気の影響を避けるため十分な距離を保つこと。（2 m以上）
- (4) 競技に参加する以外はマスクを持参すること。（屋内施設利用の場合は必ず着用）
- (5) こまめな手洗い、アルコール等による消毒すること。
- (6) 唾や痰を吐くことは行わないこと。
- (7) 次の事項に該当する場合は自主的に競技への参加を控えること。
 - ①発熱、咳、咽頭痛、嗅覚・味覚異常など、体調が良くない場合
 - ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる場合
 - ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- (8) 講習会終了後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、美唄スキー連盟に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染拡大予防のために、連盟が定めた予防対策事項を遵守できない場合は、大会への参加を認めないこと。

7. その他の留意事項

連盟は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、大会当日に参加選手より提出を求めた情報を1年間保存する。

また、大会終了後に、参加選手から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、美唄市と連携し対処する。

以上